

一般社団法人松島観光協会車いす貸出利用規約

(利用料金及び利用時間等)

第1条 利用料金は無料。但し、当日の利用時間に限る。

2) 1回の貸出にあたり利用者は保証金 3,000 円を支払う。保証金は車いす返却時に返金いたします。但し、利用時間を過ぎた場合は翌日の午前 9 時に返却となり、その場合は保証金の返金はいたしません。また、延滞料金 5,000 円を徴収いたします。

3) 利用時間 4月～11月 午前9時～午後5時
12月～3月 午前9時～午後4時30分

4) 松島町での観光の利用に限ります。

5) 貸出は1日ごとになります。

(利用内容)

第2条 貸出及び返却の受付は一般社団法人松島観光協会で行い、その他の場所では貸出及び返却はできません。

2) 利用者又は申請者は所定の申込用紙にご記入下さい。その際に身分証の提示が必要。

3) 介護者が伴わない方への貸出はできません。

4) ご利用は申込用紙に記載された車いす利用者に限ります。

(禁止事項)

第3条 無謀乗車、その他交通法規に違反する行為。

2) 危険箇所及び不適切な場所での利用。

3) 歩行者や自動車等の通行障害となるような箇所での駐停車。

4) 第三者への貸出。車いすを用いた営業行為。

5) 車いすの改造、分解、売却、譲渡、落書き、汚損等の行為。

6) 利用中に車いすの異常が発生した場合の継続利用。

7) 耐荷重量 100 kg 超えた利用。

(事故)

第4条 貸出期間中に車いすで事故にあわれた際には、警察への通報及び救護初期等必要な措置をとるとともに、自らの責任において事故の解決にあたるものとし、一般社団法人松島観光協会では、事故に関する一切の責任を負いません。

2) 事故が発生した場合は、速やかに一般社団法人松島観光協会に対し、事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等をご報告下さい。

3) 利用者が第三者と締結した示談等には、一般社団法人松島観光協会は一切責任を負いません。

(車いすの故障)

第5条 貸出中にご利用の車いすが故障した場合は、利用者自身または介護者が一般社団法人松島観光協会に故障した車いすを持ち込んで下さい。また、一般社団法人松島観光協会にご連絡下さい。

2) 利用者に起因する車いすの故障により発生した損害については、一般社団法人松島観光協会は一切の責任を負いません。また、その故障については、利用者の負担で修理していただきます。

3) 利用者自身で車いすを修理した場合は、一般社団法人松島観光協会は一切の代金を負担しません。

(車いすの盗難及び紛失)

第6条 貸出期間中に車いすが盗難または紛失された場合は、速やかに一般社団法人松島観光協会にご連絡下さい。

2) 利用者に起因する車いすの盗難又は紛失については、車いすを弁償していただきます。

(規約等の変更)

第7条 利用規約および利用時間等は予告なく変更する場合があります。

(個人情報の取り扱い)

第8条 お預かりした個人情報は一般社団法人松島観光協会における車いすの貸出、返却、管理以外の目的には使用いたしません。

付則

この規約は令和6年8月1日より施行する。